

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社EIGHT & COMPANY 代表取締役 近藤 治恵
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木四丁目3番38号パークマンション602
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	令和2年9月29日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヒノキヤグループ
証券コード	1413
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社EIGHT & COMPANY
住所又は本店所在地	東京都港区六本木四丁目3番38号パークマンション602
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ヒノキヤグループ総合企画部 IR・企画課 課長 杉本真紀
電話番号	03-5224-5127

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	近藤 治恵
住所又は本店所在地	東京都港区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ヒノキヤグループ総合企画部 IR・企画課 課長 杉本真紀
電話番号	03-5224-5127

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	近藤 昭
住所又は本店所在地	東京都港区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ヒノキヤグループ総合企画部 IR・企画課 課長 杉本真紀
電話番号	03-5224-5127

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年11月15日
訂正箇所	<訂正> 平成29年11月22日に提出いたしました大量保有報告書の記載事項の一部（下記参照）に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。 なお、訂正箇所には下線を付して記載しています。

第2 提出者に関する事項

1 提出者(大量保有者) / 1

<訂正前>

(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

平成29年11月15日、株式会社G S Kが、新設分割により株式会社EIGHT & COMPANYを設立し、株式会社GSKより2,184,428株を株式会社EIGHT & COMPANYへ承継しております。

平成29年11月15日、新設分割により設立した株式会社EIGHT & COMPANYは、借入金の担保として株式会社G S Kが株式会社三井住友銀行に差し入れておりました700,000株のうち、350,000株の担保契約を承継しております。

平成29年11月15日、新設分割により設立した株式会社EIGHT & COMPANYは、借入金の担保として株式会社G S Kが株式会社みずほ銀行に差し入れておりました700,000株のうち、350,000株の担保契約を承継しております。

<訂正後>

(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

平成29年11月15日、株式会社G S Kが、新設分割により株式会社EIGHT & COMPANYを設立し、株式会社G S Kより2,184,428株を株式会社EIGHT & COMPANYへ承継しております。

平成29年11月15日、新設分割により設立した株式会社EIGHT & COMPANYは、借入金の担保として株式会社G S Kが株式会社三井住友銀行に差し入れておりました700,000株のうち、350,000株の担保契約を承継しております。

平成29年11月15日、新設分割により設立した株式会社EIGHT & COMPANYは、借入金の担保として株式会社G S Kが株式会社みずほ銀行に差し入れておりました700,000株のうち、350,000株の担保契約を承継しております。

平成29年11月15日、新設分割により設立した株式会社EIGHT & COMPANYは、借入金の担保として株式会社G S Kが株式会社三菱東京U F J銀行に差し入れておりました1,050,000株のうち、550,000株の担保契約を承継しております。

3 提出者(大量保有者) / 3

<訂正前>

(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

平成23年9月30日、株式会社三菱東京U F J銀行に借入金の担保として279,600株を差し入れております。

<訂正後>

(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

平成23年9月28日、株式会社三菱東京U F J銀行に借入金の担保として156,600株を差し入れております。